

米国通商代表、通商法第 301 条に基づく課税対象リスト案を公表

2018 年 4 月 5 日

JETRO NY 知的財産部

柳澤、笠原

米国通商代表（USTR）は 4 月 3 日、通商法第 301 条に基づく課税対象リスト案¹を公表した。これは、3 月 22 日に公表された中国の不公正な貿易慣行に対処するための大統領覚書²における指示を受けてのもの。

USTRはプレスリリース³において、提案された製品リストは、幅広い省庁間の経済分析に基づいており、米国経済への影響を最小限に抑えつつ、中国の産業計画の恩恵を受ける製品を対象としているとし、関税対象の分野は、航空宇宙産業、情報通信技術、ロボット工学などの産業が含まれるとした。

提案されたリストは約1,300の個別関税分類品目から成り、USTRは、公聴会を含むパブリックコメントのプロセス⁴を経た後、対象製品について最終決定を下す予定。

(以上)

¹ <https://ustr.gov/sites/default/files/files/Press/Releases/301FRN.pdf>

² <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/presidential-memorandum-actions-united-states-related-section-301-investigation/>

³ <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/april/under-section-301-action-ustr>

⁴ パブリックコメントの募集（2018年5月11日まで）、公聴会の開催（2018年5月15日）、公聴会後の反論募集（2018年5月22日まで）